

令和 7 年 度

教 育 委 員 会 臨 時 会 (11 月) 議 事 錄

四 條 畦 市 教 育 委 員 会

1 開催日時・場所

令和7年11月19日(水) 13時30分から13時45分まで

四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	木村 実
教育長職務代理者	山本 博資
委 員 員	佃 千春
委 員 員	尾崎 靖二

3 事務局出席者

学校 教育 部 長	阪本 武郎	社会 教育 部 長	西尾 佳岐
教育 総務 課 長	古市 靖之	社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長	神本 かおり
教育 総務 課 長 代理	荒堀 涼	社会教育部副参事兼文化・公民館振興課長	賀藤 久道
学校 教育 課 長	胡 健太	兼 公 民 館 長	西岡 充
		文 化 財 課 長	實盛 良彦
		文化財課長代理兼主任	

4 議事録作成者 教育 総務 課 古市 靖之

5 付議案件

議案 第28号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく条例の制定に関する意見聴取について

木村教育長	只今から 11 月の教育委員会臨時会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。
古市教育総務課長	本日の教育委員会臨時会は、所用により佐々木委員は欠席とご連絡を受けており、教育長並びに教育委員 3 名のご出席をいただいています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定に基づき、過半数が出席していることから、本日の会議が成立していることを報告いたします。
木村教育長	それでは、四條畷市教育委員会会議規則第 5 条第 2 号の規定に基づき議事録署名者の指名をおこないます。本日の議事録署名者は、山本教育長職務代理人にお願いいたします。
	それでは議事に入ります。議案第 28 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に基づく条例の制定に関する意見聴取についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。
古市教育総務課長	議案第 28 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に基づく条例の制定に関する意見聴取について、ご説明申し上げます。
	本件につきましては、来月開会の 12 月議会において、四條畷市議会議案第 22 号 四條畷市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について上程を予定していることから、同法第 23 条第 2 項の規定により、議会が教育委員会に対し意見を聴くものです。
	本条例は、令和 7 年 9 月に定められました生涯学習分野を盛り込んだ新たな教育大綱を踏まえ、その実効性や効率性、市民にもたらす効果の広がりを見据え、令和 8 年 4 月から事務分掌を改正しようとするもので、同時に、機構改革を実施いたします。内容は先月の教育委員会会議における報告案件で秘書政策課から説明のあったとおりです。
	なお、先月の教育委員会会議における議案第 27 号 四條畷市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定に対する意見の申し出について、この職務権限の特例に関する条例の制定を市議会 12 月定例議会へ提出するにつき、同法第 29 条の規定により、教育委員会の意見を申し出ることについて議決を求め、異議のないものとして報告しております。
	説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
山本教育長職務代理人	今回の議案について、すでに教育大綱の審議過程、総合教育会議、前回の教育委員会会議でも申し上げた同じ内容となります。基本的に市長が四條畷市の最適なまちづくり計画の一環として、教育委員会に係するスポー

<p>(山本教育長職務代理者)</p>	<p>ツ・青少年課、文化財課、文化・公民館振興課、図書館等の業務を市長部局に移管するということで、いろいろと議論があったと思いますが、私としては、移管することによってより効率的なものとなり、従前教育委員会では少し困難であったところを移管により、効果的な運用ができるのではないかと考え、賛成をいたしました。</p> <p>その中で、特に、気になっていたのは、学校教育と親和性の高いものとして、例えば、ふれあい教室などは、教育委員会に残していただけることに非常に評価しています。</p> <p>もう1点、従前から言っておりますように、図書館につきましては、市長部局に移管することにより、生涯教育との関係で子どもだけでなく、現在も留意いただいているが、大人の読書活動の推進というところでは更に大きな進展があるのではないかと期待し賛成しております。</p>
<p>佃委員</p>	<p>教育委員に就任して以降、2部制となり、ますます充実した学校教育部、社会教育部で、文化、スポーツまでを含め関わらせていただいたことを思いますと、今回の機構改革により学校教育部だけになるという点では、若干の寂しさは感じるものの、市長がそもそも生涯学習分野を充実させたいとか、様々な支援については、市民サービスの向上という点で充実できるのではないかという今回の機構改革になっていきますので、これについては、賛同できるところは多々ありますので、今後に大変期待したいと思っています。</p> <p>ただ、先ほども山本職務代理が仰ったように、図書館については、教育の分野でも市の中でも知的な最大の財産であると思っていますので、学校教育部との良い連携の中で、図書館の充実にますます資することができれば良いのではないかと思っています。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>私も教育委員会会議や総合教育会議の中で申し上げたとおりですが、先ほど山本職務代理が仰ったこととほぼ同じです。教育振興基本計画の基本方針4 豊かな生涯学習活動と地域を創造する学びの支援、この内容が、機構改革と軌を一にする内容になっています。それがうまくマッチしており、特に、学校教育に密接に関連するところは、教育委員会に残っているという無理のない機構改革であると申し上げたいと思います。子どもたちにあるいは市民の方に非常にいい形で機構改革がされていると強調して申し上げたいと思います。</p> <p>また、図書館について、先ほど山本職務代理が仰ったように、今後、市民向けサービスという非常に重要な位置を占めてまいりたいと思います。また、他市や大学、あるいは団体、これらの連携というのも視野に入ってまいります。その際、連携協定というものを他市などでは結ばれています。こういうことについては、いわゆる市長部局と教育委員会が二重にそれぞれ取り組まなくてはならないという、いわゆる二重行政的な部分がございました。こうい</p>

(尾崎委員)	<p>ったものが、一挙に一元化されスムーズにいくという側面もございます。また、移管をしました他市を見させていただきましても、各小中学校ともスムーズにいっています。各学校へ図書を毎月提供したりとか図書ボランティア、図書支援員等機構改革後もスムーズにいっているという事例も聞き及んでおりますので、今後ますます市長部局に移管することにより充実するということが期待できると思っていますので、今後スムーズに進んでいただければと思っています。</p>
山本教育長職務代理人	<p>図書館のお話が出ていますが、図書館のことについて意見を持っています。今月、市内の各校の学校訪問に行き、学校の中で学校図書館はとても充実をしてきているという印象を持っています。これもひとえに図書館が読書活動の推進ということで、学校と連携し口では言えないような業務のサポート等もしていただいている成果かなと考えています。ややもすると、市長部局に移管すると学校図書館の活動がどうなるのかという危惧もあるかと思います。私もちょっと心配をするのですが、市の中にあるという図書館というのは、大人の読書活動の推進、もちろん子どもの読書活動の推進、学校図書館の活性化ということも大きな柱になってきますので、ぜひ移管した後も学校図書館への支援をお願いしたいと思っています。そのことは移管することにより、決してマイナスでなくさらにプラスになっていくのではないかと私自身は考えています。</p>
	<p>同じように、歴史民俗資料館についても、子どもたちが歴史民俗資料館でいろんなことを学ぶという学校教育の活動の場にもなっていますので、更に今後連携を進めていっていただきたいと思います。文化財については、飯盛城跡のこともありますので、これからまちを支える子どもたちが、そういうことをしっかりと認識し、より四條畷市が活性化していくという方向にならなければならないと思っていますので、移管することにより更に進展していくことを期待しています。</p>
木村教育長	<p>私の方から、この間、市長が教育大綱を策定するにあたり、社会教育部門を市長部局にという市長の意向を受け、様々な議論を重ねてきたと思います。前回の教育委員会会議や総合教育会議の中で、懸念する点も申し上げながらそれに対して補う方向性も見出されているということ、合わせて相乗効果が期待できるという方向性で今検討していますので、この件については、このとおり進めていっていけばいいのかなと思います。より良い魅力的な四條畷市ということが、創造していくものと私としては期待するものです。</p> <p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>

木村教育長	<p>それでは、ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第28号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく条例の制定に関する意見聴取について、教育委員会として異議がないということ、また、異議のない旨市議会議長宛てに回答すること、この2点につきまして、異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
木村教育長	<p>異議がないようですので、議案第28号におけるこの2点について、教育委員会として異議がないということに決しました。</p> <p>それでは、次にその他の案件に移ります。何か案件は、ございますでしょうか。</p>
胡学校教育課長	<p>市立小中学校における11月の臨時休校、学年閉鎖、学級閉鎖の状況について報告いたします。11月17日時点で、小学校では1校臨時休校、3校学年閉鎖、5校学級閉鎖がありました。中学校では2校学年閉鎖、2校学級閉鎖がありました。主な理由としては、インフルエンザとなっております。</p>
木村教育長	<p>他に、ございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
木村教育長	<p>それでは、本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。これをもちまして、臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年11月26日

四條畷市教育委員会教育長 木村 実

四條畷市教育委員会教育長職務代理者 山本 博資